

規制部門のお客さまの燃料費調整における 特別措置の認可申請について

当社は、規制部門のお客さまの平成21年1月分から平成22年3月分までの電気料金に適用する燃料費調整について特別措置を実施することとし、本日、経済産業大臣に対し、認可申請(注)を行いました。

当社は、本年9月1日に、経営効率化の成果を最大限織り込み電気料金の見直しを行うとともに、10月分から12月分の料金は、燃料費調整を行わず見直し後の料金水準を据え置き、平成21年1月分から3月分の料金は、平成20年7月から9月の通関統計実績にもとづき燃料費調整を行うこととしていました。

こうした中、先般、国より、平成21年1月分から3月分の燃料費調整による電気料金の値上がりについて、安定供給に支障が及ばないよう、収入減によって経営健全性が損なわれないことを前提に、消費者の視点に立った激変緩和措置を講ずるよう要請を受けました。

当社は、国民生活に密接に関連する公益事業を担う者として、この要請も踏まえ、安定供給を確保しつつお客さまの負担を平準化する観点から、今回の特別措置を実施することとしたものです。

今回の特別措置では、平成21年1月分から3月分の燃料費調整単価を、通関統計実績にもとづき算定した単価の2分の1相当に圧縮し、同年4月分から平成22年3月分においては、四半期ごとに、通関統計実績にもとづき算定した燃料費調整単価に、上記圧縮分の4分の1相当を、それぞれ加算したものとします。

(注) 今回の特別措置は、当面の急激かつ大幅な経済変化に対応した応急的かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第1項ただし書にもとづく供給約款等以外の供給条件として申請しました。

【特別措置の概要】

1. 適用対象

規制部門のお客さま(電気供給約款または選択約款により当社から電気の供給を受けるお客さま)を対象といたします。

2. 適用期間

平成21年1月分料金から平成22年3月分料金までといたします。

3. 適用期間中の燃料費調整単価

(1) 平成21年1月分から3月分料金までの燃料費調整単価

平成20年7月から9月の通関統計実績にもとづき算定した燃料費調整単価の2分の1に相当する値といたします。

(2) 平成21年4月分から平成22年3月分料金までの燃料費調整単価

四半期ごとに、通関統計実績にもとづき算定した燃料費調整単価に、特別措置による加算単価を加えたものといたします。

なお、特別措置による加算単価は、(1)における燃料費調整単価の圧縮分の4分の1に相当する値といたします。

4. 適用期間中の主な契約種別の燃料費調整単価・加算単価

(単位:円/kWh)

		平成21年1～3月分の 燃料費調整単価	加算単価	
			平成21年 4～12月分	平成22年 1～3月分
従量電灯A	1契約につき 最初の15kWhまで	21.07 (42.14)	5.27	5.26
	上記をこえる 1kWhにつき	1.40 (2.81)	0.35	0.36
ファミリータイム 低圧電力 など	1kWhにつき	1.40 (2.81)	0.35	0.36

・()内は特別措置を実施しない場合の燃料費調整単価。

・上記単価は消費税等相当額を含みます。

・公衆街路灯等その他の契約種別についても、上記に準じて燃料費調整単価および加算単価を算定いたします。

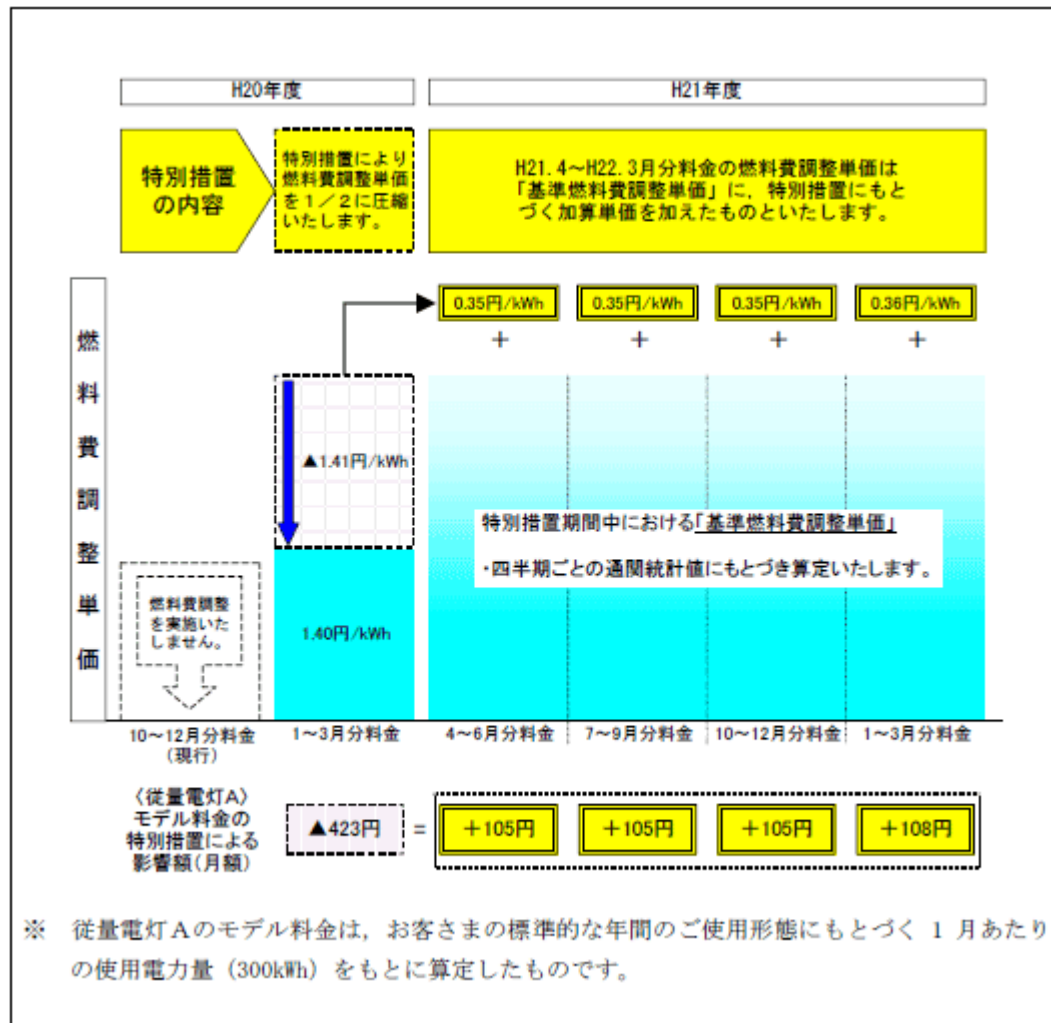
5. 特別措置実施にともなう影響額

今回の特別措置実施にともなう、平成21年1月分から3月分料金までの、標準家庭の1月あたりの影響額は以下のとおりとなります。

契約種別	モデル料金		影響額 (月額)	試算の前提 (月間ご使用量)
	特別措置を実施する場合	特別措置を実施しない場合		
従量電灯A	7,436円	7,859円	▲423円	(300kWh) 口座振替割引含む

・モデル料金は早收料金の場合で、消費税等相当額を含みます。

イメージ図



【添付資料】

別紙:平成21年1月分から3月分料金に適用する燃料費調整単価の諸元等[PDF:150KB]

以上

平成21年1月分から3月分料金に適用する燃料費調整単価の諸元等

1 平均燃料価格の推移

平均燃料価格算定期間 (料金適用期間)		現行 H20/4～6月 (H20/10～12月分)	今回 H20/7～9月 (H21/1～3月分)	現行との差
通関統計実績	平均原油価格(円/k1)	71,306	87,776	16,470
	平均LNG価格(円/t)	62,862	74,701	11,839
	平均石炭価格(円/t)	12,101	14,929	2,828
平均燃料価格(円/k1) (a)		— (燃料費調整を適用しない)	38,000	—
基準燃料価格との差(円/k1) (a - 26,000円/k1)		—	12,000	—

- ・燃料費調整を行う際の基準となる平均燃料価格(基準燃料価格)は、26,000円/k1です。
 - ・平均燃料価格が24,700円/k1～27,300円/k1の範囲の場合には、燃料費調整を行いません。
 - ・平均燃料価格が基準価格の1.5倍(39,000円/k1)を超えた場合は、39,000円/k1で燃料費調整を行います。
- ※特別措置による平成21年4月分から平成22年3月分料金への加算単価は、平均燃料価格の水準にかかわらず加算いたします。

2 原油価格、為替レート等の推移

平均燃料価格算定期間 (料金適用期間)	H20/1～3月 (H20/9月改定の前提)	現行 H20/4～6月 (H20/10～12月分)	今回 H20/7～9月 (H21/1～3月分)
原油価格(\$/b)	93.0	109.8	129.4
為替レート(円/\$)	107	103	108
平均燃料価格(円/k1)	26,000 [基準燃料価格]	— (燃料費調整を適用しない)	38,000

3 燃料費調整単価(規制部門)の推移

(単位:円/kWh)

料金適用期間	現行 H20/10～12月分	今回 H21/1～3月分	現行との差
規制部門のお客さま	— (1.19)	1.40 (2.81)	1.40

- ・現行(H20/10～12月分)欄の()は、燃料費調整を実施した場合の燃料費調整単価。
- ・今回(H21/1～3月分)欄の()は、特別措置を実施しない場合の燃料費調整単価。

4 標準的なご家庭の電気料金推移(従量電灯Aのお客さまで1月あたり300kWhご使用の場合)

料金適用期間	現行 H20/10～12月分	今回 H21/1～3月分	現行との差
1月あたりのお支払額	7,016円	7,436円 (7,859円)	420円 (843円)

- ・早取料金の場合で、消費税等相当額および「口座振替割引契約」による割引額(52.5円)を含みます。
- ・現行(H20/10～12月分)のお支払額には、燃料費調整額を含みません。
- ・今回(H21/1～3月分)欄の()は、特別措置を実施しない場合のお支払額。